

# インボイス制度



の開始に向けた準備はお済みですか？

- ☑ **インボイス発行事業者となるための登録申請はお済みですか。**
- ☑ **取引先（仕入先）にインボイスの発行準備に関してご相談されていますか。**



事前準備はお済みですか？【基本項目をチェック！】

## 登録を受ける場合の**売手**としての事前準備

- ☐ 取引ごとにどのような書類を交付しているかの確認
- ☐ 交付している書類等につきどう見直せば適格請求書となるかの検討
- ☐ 登録を受けた旨（登録番号）、何を適格請求書とするか、その交付方法等について、必要に応じて売上先に伝えて、認識を共有
- ☐ 適格請求書の写しの保存方法や売上税額の計算方法の検討



## 登録を受ける場合の**買手**としての事前準備

- ☐ 自社の仕入れ・経費について適格請求書が必要な取引かの検討
- ☐ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談
- ☐ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するかの検討
- ☐ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の検討

○ このチェック項目の詳細版が、インボイス制度特設サイト内のパンフレット「（令和4年7月）適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」に掲載されております。

インボイス制度特設サイト



○ 公正取引委員会等のホームページでは、免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく、独占禁止法、下請法及び建設業法といった関係法令に基づいた「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」をとりまとめて公表しています。

免税事業者対応Q&A



## 登録申請手続

- ・ インボイスを発行するためには、税務署へ登録申請する必要があります。
- ・ 令和5年10月1日からインボイス制度を利用するためには、原則、**令和5年3月31日まで**に登録申請書を提出する必要があります。

- ※ 期限間近には申請が集中し、処理に一定の期間を要する場合があります。  
申請を予定されている事業者の方は早期提出にご協力ください。
- 早期に登録し、事前準備期間を確保！！



## インボイス制度説明会・登録申請相談会のご案内

- ・ 税務署では、インボイス制度の概要を説明する「**インボイス制度説明会**」や登録申請を希望される方へ、スマートフォンを利用した登録申請手続を説明する「**登録申請相談会**」を開催しています。
- ・ 詳細は、札幌国税局HPに掲載しておりますので、ご確認ください。



### 札幌国税局HP > 消費税のインボイス制度説明会・登録申請相談会

- ◆ 消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの「インボイス説明会」も開催しています！
- ◆ 国税庁ではオンライン説明会を開催中！！  
オンライン説明会の模様は、YouTubeチャンネルでいつでも視聴可能です。

説明会に関する情報は  
こちらから↓



## 制度説明会・登録申請相談会にご参加いただく方へ

- 説明会・相談会は**事前申込制**です。参加希望の方は、説明会を主催している国税局又は税務署へ電話で事前の申込をお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症等の拡大状況によっては、延期若しくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合は、お申込みいただいた連絡先へ電話連絡させていただきます。

## お問い合わせ先

- ◎ 制度に関する一般的なご質問やご相談については、「消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター」で受け付けております。  
【フリーダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）  
※ 個別相談については、所轄の税務署へご相談ください。
- ◎ 下請法及び建設業法並びに独占禁止法の優越的地位の濫用規制に関するご相談  
免税事業者対応Q & A記載の各相談窓口にお問い合わせください。